

県道岡山吉井線取得用地草刈業務委託（８－１） 特記仕様書

1 草刈の範囲について

草刈範囲については、別添図書の範囲とする。

ただし、作業中に不具合が生じた場合や地元要望等があれば、監督員と協議すること。協議なしに作業を行った場合は、設計変更の対象とはならない。

2 作業時期について

作業時期は1回目5～6月、2回目9～10月を予定している。

また、例年5月末、9月末頃に町内で用水の清掃があるため、用水路沿いについてはそれまでに草刈りを完了させておくこと。

3 業務責任者について

業務責任者は作業現場に常駐し、管理監督を行うこと。

4 草刈り方法について

草刈りに刈払機を使用して作業を行う場合、「刈払機取扱作業者安全衛生教育」を受講した者を配置すること。

刈払機を使用する作業従事者について、作業着手までに受講した結果を示す記録や修了証などを提出すること。

5 作業確認について

受注者は、作業着手時及び完了時には監督員に報告すること。刈り残しなどがある場合には再度、作業を指示する。

作業完了時に実施報告書、完成写真等を提出すること。

6 安全対策関係について

本委託業務の実施にあたっては、一般交通等に支障を及ぼさないよう十分注意し作業すること。

7 刈草の処分先について

刈草の処分については、以下の内容で積算を行っている。

再資源施設 タマタイ産業(株) 岡山市北区御津下田地内

運搬距離 片道 20.8km

- ・ 野焼きは絶対に行わないこと。
- ・ 作業中の事故、その他による一切の損害については受注者の責任において処理すること。
- ・ 持ち込む施設を事前に報告すること。
- ・ 刈草を搬入するときには、持ち込む施設へ事前に確認すること。
- ・ 民間処分場に持ち込む場合の伝票は「tㇿ」で計上すること。

8 変更後業務委託料の算出について

業務委託料に変更があった場合の変更業務委託料の算出は、次の式による。

変更後業務委託料

$$= (\text{変更後設計金額 (税抜)} \times \frac{\text{当初業務委託料 (税込)}}{\text{当初設計金額 (税込)}}) \times (1 + \text{消費税率})$$

上記の算出式で、括弧内の計算の結果、10,000 円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てる。

9 その他

草刈り後は早急に後片づけを行うこととし、周辺の田畑、側溝等へ刈草を飛散させた場合は責任を持って処理すること。

その他、必要事項は監督員と協議すること。

10 納入成果品

- (1) 草刈着手前、作業中、完了後の写真 (各々の位置がわかるようにすること)
- (2) 廃棄物処理伝票